

概要

来年度には、プロバイダ責任制限法が制定されてから10年の節目を迎えることとなるが、法制定当時と比較して、インターネットの発達及びユーザによる利用状況の変化等がみられるところであり、また、平成22年5月に策定された知的財産推進計画2010では、同法改正の必要性を検討し、平成22年度中に結論を得ることが言及されている。については、事業者等による同法の運用状況や諸外国の動向を踏まえつつ、同法改正の必要性等について検討。

検討内容

- ① プロバイダ責任制限法の取り扱う範囲
- ② プロバイダ責任制限法ガイドライン等
- ③ 権利侵害情報の削除(第3条)関係
- ④ 発信者情報の開示請求(第4条)関係

これまでの検討状況

関係者からのヒアリングを行った上で、プロバイダ責任制限法の取り扱う範囲(有害情報、社会的法益侵害情報、刑事免責)や発信者情報開示(開示要件、発信者情報開示請求権に関する仮処分等)について検討を行っている。なお、社会的法益侵害情報の取扱いについては、別紙のとおり。今後、3月の提言案取りまとめに向けて、検討を進める。

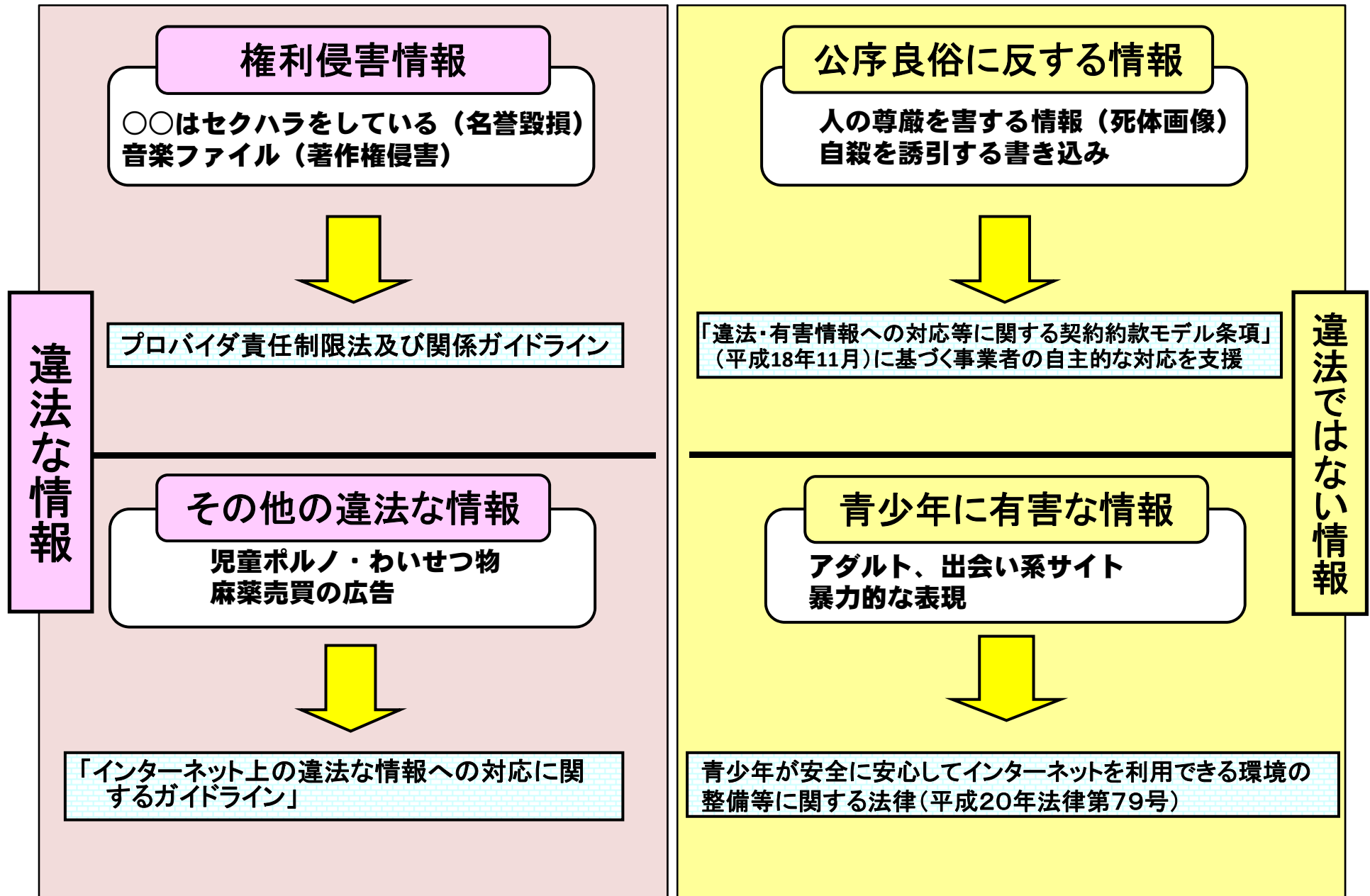
※関係者からのヒアリングとしては、今までに、日本音楽著作権協会、日本レコード協会、コンピュータソフトウェア著作権協会、ユニオン・デ・ファブリカン、ニフティ株式会社、日本インターネットプロバイダー協会、テレコムサービス協会、インターネットユーザー協会にヒアリングを行っている。

今後のスケジュール

- 2月～3月 個別の検討項目について検討等
- 3月 提言案取りまとめ等

社会的法益を侵害する情報の送信防止措置をとった場合の プロバイダの民事責任について

インターネット上の違法・有害情報に関する分類



社会的法益を侵害する情報の送信防止措置をとった場合のプロバイダの民事責任について①

1. 送信防止措置を行った場合に民事責任を問われる可能性

発信者とプロバイダ等の間には、通常、送信防止措置に関する何らかの契約関係があるところ、そのような契約内容に基づいて送信防止措置が実施される場合には、法の適用をまつまでもなく、債務不履行責任は生じない。

また、発信者とプロバイダ等の中に契約関係がない場合であったとしても、発信者が情報を発信する際には、黙示の契約関係があると評価することも可能であり、そのような場合には、両者に契約関係がある場合と同様に取り扱うことができる。

なお、いずれについても、違法ではない情報を誤って違法と判断して送信防止措置を行った場合については、プロバイダ責任制限法3条2項と同様の要件に該当すれば、過失責任が生じることは考えにくいのではないかと考えられる。

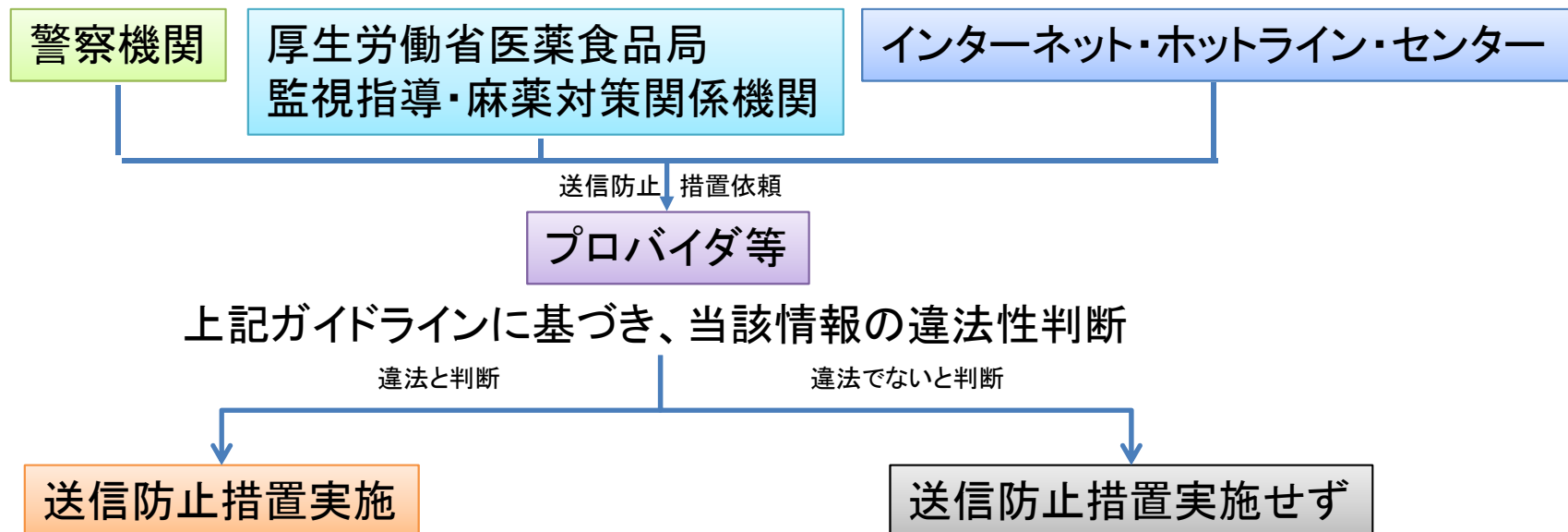
2. プロバイダ等による実態的な対応の状況

ーインターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

現在、(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会及び(社)日本ケーブルテレビ連盟により、インターネット上の違法情報に対する対策として、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」(*)が作成され、プロバイダ等により、違法情報につき送信防止措置を講ずる対策を実施している。

(*) 平成18年11月策定。平成20年12月、平成22年1月及び同年9月にそれぞれ改訂

3. 同ガイドラインの概要



社会的法益を侵害する情報の送信防止措置をとった場合のプロバイダの民事責任について② ～考え方（案）～

社会的法益を侵害する情報に関して、送信防止措置を実施した場合、通常は民事責任は生じないものと考えられる。しかし、このように何らかの法的責任が生じる可能性は低いと考えられるが、理論的には否定できず、そのような場合を想定して、社会的法益を侵害する情報について、プロバイダ責任制限法の対象とすることで、免責の効果を生じさせることも考えられないではない。

しかし、現状として、上記ガイドラインが策定され、また、必要に応じて改訂されている上、同ガイドラインに基づく運用において、送信防止措置等に関し、看過し得ない問題が生じたとの事態も見受けられない。むしろ、民間事業者と関係機関等との協力の下、同ガイドラインに基づき、社会的法益を侵害する情報に関する送信防止措置等が適切になされていると評価することができる。

そうすると、法理論上は、プロバイダ責任制限法の対象とすることを排除することはできないとしても、現状の運用や、社会的事実を鑑みれば、送信防止措置を行ったことにつき、現時点で、当該情報をプロバイダ責任制限法の対象とする必要性はないものと考えられるのが相当と思われる。